高校生等奨学給付金受給申請書

	□ この申請□ この申請□ 兵庫県以□ この申請	点を確認のうえ 計書の記載内容 計書に虚偽の記 外の都道府県 の対象となる 活支援施設の	は、事実に 載があった に高校生等 高校生等に	二相遺 と場合 等奨学 は児童	建あり 合は、 全給付 置福 祉	ま兵は金法	せん。 車県の の による	D求めに行 情は行っ [*] る児童入済	従い てお施	給付され りませ <i>A</i> 設措置費	iた全額 _{v。}	を即]時返還	置しまっ		
[1] =	申請者															
名	首	(ふりがな)						高校生等 との関係	未成	権者 ・ 未 戈年後見人 走本人 ・	である里	親	· 主た	る生計績	维持者)
住	E 所	〒 兵庫県	_						<u> </u>							
,	電話番号	自宅						携帯								
[2] =		<u>'</u>					·									
名		(ふりがな)						上 年月日		昭和 平成 西暦	年		月		E	3
高等学校等現在在学する	名称	立			学校	:	ļ	設置区分	ı	国公立	課程区分		全日制・定時制・		・通信制	
子校等	入学年月日	平成 令和	年	月		E	=	在学中に 受給し				1回	2回 □	3回	4 回 □	不明
過去にな	名称	立			学校			設置区分		□ 国公立 課程区分			全日制・定時		・通信	制
学校等 した	在学期間	年月	日 ~	年	月	E	∃	在学中に 受給し						3回	4 回 □	不明
[3] =	申請区分 (次の)中から該当する申	請区分に〇を	つけて	ください	,۱ _。)										
			世帯状況							給付額	申請区	分		添付書	類等	
7)	月1日現在、生	活保護法の規定	による生業技	・助を	受給し	して「	ハる。			32, 300	1		裏面 【 5 】	(1),	[6]	参照
7)	月1日現在、生	活保護法の規定	による生業技	・助を	受給し	して:	おらず	``								
			全日制又に	は定時	制の語	高校:	生等			110, 100	2					
			2人目以降	の全日	目制又	は定	き時制の	の高校生等	ž		3					
市	[府県民税所得書 町村民税所得書 課税(0円) <i>₢</i>	削がり出せべまっ	当該世帯に 歳(中学生を いる兄弟姉姉 (ただし、全	と除く 未がい) 以_ る世春	上23 帯の	歳未満 高校生	の扶養さ 等		141, 700	4	[5]	裏面 【5】(2)、【6 【7】、【8】参			
			通信制の高	5校生	等					48, 500	(5)					
※ <u>通信制</u>	に通学する高校生	等を含む複数の高校生	等がいる場合に	は、通	信制の	高校生	生等には	全て⑤の額を	適用	し、 全日制	又は定時制の	の高校	生等には	全て③の	額を適用	する。
	給付金の受領を	望する受領方法に「 を学校長に委任し 象となる生徒本 <i>」</i>	<i>」</i> ます。 →	3	委任状			を添付し 希望します		ださい。						
	ふりがな		銀	行						1 普通	・総合	2	当座			
振込 希望 口座	金融機関名		信用金				支店	預金種 ふりが		3 貯蓄			その他	. ()
口庄	支店番号		口座番号					の成々								

※7桁の口座番号を記入してください

口座名義

学年	クラス	出席番号

【5】保護者等の課税証明書等 (該当する□に✔を入れ、必要な課税証明書等を提出してください。)

(1)生業扶助受給世帯

世帯状況	課税証明書等
7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144条)第36条の規定による生業扶助が措置されている	生業扶助(高等学校等就学費)受給証 同書(様式2)または、福祉事務所等が 発行する生活保護受給証明書

→[6]へ

(2)道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(O円)の世帯

	世帯状況	課税証明書等		
親	親権者が2名である。(両親)	・親権者2名の課税証明書等 ・高校生等の健康保険証(写)※注1		
権者がい	親権者が1名である。(離婚、死別等) ※親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く	・親権者 1 名の課税証明書等		
る	親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情がある。 ※上記の事情があり、親権者1名の課税証明書等が提出できない場合	・高校生等の健康保険証(写)※注1		
親権	未成年後見人が選任されている。 ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきことと されている者である場合は、その者を除きます。	・未成年後見人の課税証明書等(全員分) ・高校生等の健康保険証(写)※注1		
権者がいな	未成年後見人が選任されておらず、生徒の生計をその収入により維持している者 (主たる生計維持者)が存在する。	・主たる生計維持者の課税証明書等 ・高校生等の健康保険証(写)※注1		
い	未成年後見人、主たる生計維持者が存在せず、生徒本人が成人に達している。	・生徒本人の課税証明書等 ・生徒本人の健康保険証(写)※注1		
その他	所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の存在しない場合 であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない	・生徒本人の健康保険証(写)※注1		

→[6]·[7]·[8]^

【6】その他の法付書類

01 での他の旅門音類 (成当する山に) された、必要な旅門音類を促出してただい。	
世帯状況	その他の添付書類
兵庫県外の高等学校等に在学している。	・在学証明書 ・世帯全員の住民票記載事項証明書
表面の【3】申請区分を③で申請する。	・兄弟姉妹の奨学給付金申請書 (写) ・15才以上23才未満の扶養されている 兄弟姉妹の健康保険証 (写) ※注1
表面の【3】申請区分を④で申請する。	・15才以上23才未満の扶養されている 兄弟姉妹の健康保険証(写)※注1

【7】生業扶助未受給の誓約 (非課税世帯の場合は、下記の内容を確認し、□に✔を入れてください。)

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。

【8】扶養親族等の状況 (生業扶助受給世帯は記入不要です。)

生徒本人、保護者等、生徒本人以外の高校生等及び15歳以上(中学生は除く)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹を記載してください。

	続柄	名 前	生年月日 (年齢)	職業・学校名・学年等	申請の有・無	申請額	学校使用欄
	※注2		※注3				
扶	本人		(歳)		有	円	
扶養親族			(歳)		有 • 無	円	
\mathcal{O}			(歳)		有 • 無	円	
状況			(歳)		有 • 無	円	
			(歳)		有 • 無	円	
			(歳)		有 · 無	円	

(注意事項)

- ※注1 健康保険証(写)で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証(写)と併せて扶養申立書(様式4)を提出してください。 ※注2 続柄欄は、対象となる高校生等を基準として記入してください。
- ※注3 年齢欄は、7月1日現在で記入してください。

兵庫県教育委員会 兵庫県立 OOO 学校長

様

令和 3 年 7 月 2 日

高校生等奨学給付金受給申請書

提出日(7月1日以降の日付)を記入してください。

※はじめに、次の4点を確認のうえ、「✔」を付けてください。(チェックがない場

☑】この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。 ☑ この申請書に虚偽の記載があった場合は、兵庫県の求めに従い給付された全額を即時返還します。

この申請の対象となる高校生等は児童倫位伝によ

(母子生活支援施設の高校生を除く)) の支弁対象ではありません。

4項目を確認しチェックを付けてください。 (チェックがない場合は支給できません)

【1】申請者

	-				
名	前		ひょうご たろう 兵庫 太郎		親権者 ・ 未成年後見人 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 生徒本人 ・ その他 (
<i>I</i>	=c	= 650	0-8567	•	
住	所	兵庫県 7	神戸市中央区下山手通 5	5-10-	1
電話	番号	自 宅	000-000-0000	携帯	000-0000-0000

【2】高校生等

名	前	(ふりがな) ひょうご じろう 兵庫 二郎	生年月日	昭和 平成 西暦	16 年	5 6月	1 🛭
高等学校等 現在在学する	名 称	兵庫県 立 〇〇〇高等 学校	設置区分	国公立	課程区分	全日制・定時制	」・通信制
子校等	入学年月日	平成 令和 2 年 4 月 1 日	在学中に 受給し	給付金を た回数	なし 1回 □ ☑	□ □ □	4回 不明
過去に 音等学校	名 称	立 学校	設置区分		在校で受給した	 回数です。 生時に受給してい	12 LI T
子校等した	在学期間	月日~ 年月日	在学中に 受給し	給付金を 10	では昨年度1子回に囚しています		リ

現在在籍している学校以外に過去に在籍していた高等学校等がある場合は、

3】 中頭 巨ガ (列 学校の名称・設置)	区分・・課程区分・在学期間・給付金の	受給回数を記入。				
	世		和付額	Ħ	請区分	添付書類等
7月1日現在、生活保護法の規定	による生業扶助を受給している。		20 200			裏面 【5】(1)、【6】参照
7月1日現在、生活保護法の規定	世帯状況や兄弟 該当する申請区分			3υ C		
	全日制又は定時制の高校生等		110, 100			
	2人目以降の全日制又は定時制	の高校生等		3	0	
非課税(0円)の世帯しい。	「 5】(2)、【6】を確認のうえ、必要な書業 こ、【7】【8】も記入してください。	を提出してくださ		4		裏面 【5】(2)、【6】、 【7】、【8】参照
		領方法について、希				シンナロボ会・日山 レー・アノナ・ナー・

※通信制に通学する高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制

学校が代理受領することを希望する場合は、委任状(様式7)を別途提出してください。 (代理受領された給付金は、授業料以外の教育費と相殺することが可能です。) また、代理受領を希望しない場合は、下記に振込先を記入します。

【4】 受領方法 (希望する受領方法)こ (ただし、振込先は、申請者または生徒本人の口座名義に限ります。) □ 給付金の平分と「反反に安仕します。 委任

☑ 申請者又は対象となる生徒本人名義の下記の口座への振込みを希望します。

	ふりがな	みついすみとも		0000)		
振込 希望	金融機関名	三井住友	銀 行 信用金庫 農 協	00	支店	預金種別	1 普通・総合 2 当座 3 貯蓄 4 その他()
口座						ふりがな	ひょうご たろう
	支店番号	123	口座番号 0 1	2 3 4	5 6	口座名義	兵庫 太郎

【5】保護者等の課税証明書等 (該当する□に✔を入れ、必要な課税証明書等を提出してください。)

記入例

	生業扶助受給世帯				
	該当する区分にノを入れ、右の欄に記載の必要書類を提出してください。			課税証明書等	
7)	記載例(申請区分③)の場合、 - 保護者等全員の課税証明書・・太郎(父)+花子(母)のもの - 高校生等の健康保険証(写)・・二郎(本人)のもの ※		明書(様式 2	(高等学校等就学習 2) または、福祉 5保護受給証明書	事務所等が
(2)	道府県民税所得書 ・兄弟姉妹の健康保険証(写)・・一郎(兄)のもの ※			-	→[6] ^
(2)	※保険証で、太郎(父)が二郎(本人)と一郎(兄)を扶養していることが		Ī	課税証明書等	
親	確認できない場合や、国民健康保険に加入の場合は、別途、扶養申 親権者が2名で 立書(様式4)が必要	Ø		名の課税証明書等 D健康保険証(写)	※注1
権者がい	親権者が1名である。(離婚、死別等) ※親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く			るの課税証明書等	*/\\\\\
る	親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情がある。 ※上記の事情があり、親権者1名の課税証明書等が提出できない場合		• 局校生等 <i>0</i>)健康保険証(写)	※注1
親権	こちらにチェックを入れる場合は下記のようなケースが該当します。 -DV・養育放棄・児童虐待のため、接触することで危害が及ぶことが考えられる場合 -失踪により接触することができない場合。			見人の課税証明書等 の健康保険証(写)	
者がいな	・離婚協議中かつ別居中であり、課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合 (土たる生計維持者)が存在する。			十維持者の課税証5 ウ健康保険証(写)	
ない	未成年後見人、主たる生計維持者が存在せず、生徒本人が成人に達している。)課税証明書等)健康保険証(写)	※注1
その他	所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の存在しない場合 であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない		・生徒本人 <i>0</i>)健康保険証(写)	※注1
				→[6]·[7]	·[8]^
61	その他の添付書類 (該当する□に√を入れ、必要な添付書類を提出してください。) 世帯状況		そ(の他の添付書類	
			・在学証明書		
<u>兵</u>	庫県外の高等学校等に在学している。 		・世帯全員 <i>0</i>)住民票記載事項語	
表		・兄弟姉妹の奨学給付金申請書(写) ・15才以上23才未満の扶養されている 兄弟姉妹の健康保険証(写)※注1			
表	上記【5】(2)に該当する場合は、こちらにも必ずチェックを入れてください。 「面の【3】申請区分を④ て	・15才以上23才未満の扶養されている 兄弟姉妹の健康保険証(写)※注1			
	生業扶助未受シー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)			
71	The state of the s	,			
7]	私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業	扶	助を受給し [.]	ていません。	
Z	会和3年7月1日現在の年齢を記入してください	扶	助を受給し [.]	ていません。	
8]					ください。
8]	扶養親族等の状況 (生業扶助受給世帯は記入 本人、保護者等、生徒本人以外の高校生等及び15歳以続柄 全年月日(年齢) 全体 ・学年等] :h			ください。 学校使用欄
8] 生徒	扶養親族等の状況 (生業扶助受給世帯は記入してください。 本人、保護者等、生徒本人以外の高校生等及び15歳以続柄 全年月日(年齢) 主は除く)23歳未満の扶養さ職業・学校名・学年等 総注2 ※注3] :h	ている兄弟; の有・無	姉妹を記載して《 申請額	
8】生徒 扶養	扶養親族等の状況 (生業扶助受給世帯は記入してください。 (主本人、保護者等、生徒本人以外の高校生等及び15歳以続柄 全年月日(年齢) 本年月日(年齢) 職業・学校名・学年等 日本・学年等 (※注2 ※注3 兵庫 二郎 日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日	まれず	ている兄弟; の有・無 有	姉妹を記載して 申請額 141,700 円	
8】生 扶養親族	扶養親族等の状況 (生業扶助受給世帯は記入 令和3年7月1日現在の年齢を記入してください。 本人、保護者等、生徒本人以外の高校生等及び15歳以続柄 名 前 生年月日 (年齢) 職業・学校名・学年等 以注3 本人 兵庫 二郎 H15年6月1日 (17歳) 兵庫県立〇〇〇高校・2年 父 兵庫 太郎 S42年8月1日 (52歳) 会社員	れります。	ている兄弟 の有・無 有 ・ 無	姉妹を記載して、 申請額 141,700 円 円	
8】 生 扶養親族の状	扶養親族等の状況 (生業扶助受給世帯は記入	れます有有	でいる兄弟 の有・無 有 ・ 無	姉妹を記載して 申請額 141,700 円 円	
8】 生 扶養親族の	扶養親族等の状況 (生業扶助受給世帯は記入してください。 本人、保護者等、生徒本人以外の高校生等及び15歳以続柄 全年月日(年齢) 産は除く)23歳未満の扶養さ、 続柄 名前 生年月日(年齢) 職業・学校名・学年等 申業主婦 水注2 大庫 大郎 542年8月1日 (47歳) 兵庫県立〇〇〇高校・2年 女兵庫太郎 547年9月1日 (47歳) 専業主婦		ている兄弟 の有・無 有 ・ 無 ・ 無	姉妹を記載して 申請額 141,700 円 円	学校使用欄の学校

(注意事項)

- ※注1 健康保険証(写)で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証(写)と併せて扶養申立書(様式4)を提出してください。 ※注2 続柄欄は、対象となる高校生等を基準として記入してください。
- ※注3 年齢欄は、7月1日現在で記入してください。

(別紙1:高等学校等用)

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を<u>卒業又は修了した</u> ことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ <u>不正に給付金を受給した場合は、返還を求められるとともに補助金等に係る予算の執行の適正化</u> に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

記入上の注意

【高校生等】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在在学する高等学校等について、記入して下さい。また、過去に在学した高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校ついて、全ての項目を記入してください。
- ロ 「在学中に給付金を受給した回数」の欄には、現在校でこれまでに給付金を受給した回数を記入してください。また、現在校とは別に、過去に在学した学校で受給したことがある方は、その回数も記入してください。

【申請区分】の欄は、次によって記入してください。

- イ 世帯状況に応じて、該当する申請区分に「○」印を付けてください。
- ロ 家計急変により、申請する場合は、7月1日現在か申請日現在にも「○」印を付けてください。

【受領方法】の欄は、次によって記入してください。

- イ 給付金の受領を学校長に委任することができます。その場合は、別途、委任状(様式7)を提出 してください。(学校は、給付金を代理受領し、保護者が負担するべき学校徴収金と相殺しま す。)
- ロ 給付金の振り込みを希望する金融機関の口座(申請者又は対象となる高校生等の名義の口座に限る)を正確に記載してください。

【課税証明書等】の欄は、次によって記入してください。

- イ 世帯状況に応じて、必要な課税証明書等が異なりますので、ご注意ください。
- ロ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①~⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項,第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により 親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきことと された未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 1月1日現在に海外在住等のため、親権者の課税証明書を提出できない場合は、給付対象外です。
- 二 生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)がいるかどうかについては健康保険証(写)等により確認します。
 - (注) 医療保険各法とは、健康保険法,船員保険法,国民健康保険法,国家公務員共済組合法, 地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- ホ 添付書類として記載された書類以外に、学校等から証明書類の提出の求めがあった場合は、その書類を添付してください。

【扶養親族等の状況】の欄は,次によって記入してください。

- イ 申請書(様式1-1)で申請する場合は、生徒本人・保護者等、生徒本人以外の高校生等及び15歳以上(中学生を除く)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹を記入してください。
- ロ 申請書 (様式1-2)で申請する場合は、世帯全員について記入してください。
 - ※生徒本人以外の高校生等については、必ず学校名、学年とともに、高校生等奨学給付金の申請内容(申請の有無及び申請額)を記入してください。
 - ※申請有の場合は、生徒本人以外の高校生の申請書の写し(両面)及び健康保険証(写)を添付してください。 (健康保険証(写)で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証(写)と併せて扶養申立書(様式4)を提出 してください。)
 - ※15歳以上(中学生は除く)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹については、健康保険証(写)を添付してください。 (健康保険証(写)で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証(写)と併せて扶養申立書(様式4)を提出 してください。)